

平成十年四月一日付け広島県報（号外）第五十九号に登載の広島県規則第四十五号（広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木局住宅課長

八	ページ			
二	段			
六、公営住宅の項名称の欄	行			
県営第二丸小山住宅	誤			
県営第二丸子山住宅	正			